

水泳学習中の事故防止について

R8 秩父市教育委員会

基本的な方針

教育委員会・学校のもてる機能を総動員して、市内小・中学校での水泳事故防止に全力で取り組む。

事故の防止について

○授業前・授業中・授業後に健康観察を行い、児童生徒の健康状況を把握する。

1 事前の健康チェックを徹底する。

- ・体温の記入について教職員が確実にチェックする。
- ・当日の体調について教職員が確実に把握する。
- ・プールカードに保護者の印（サイン）があるか、教職員が確実に点検する。
- ・体調が優れないときは絶対に無理をさせず、見学させる等の配慮をする。

2 水泳指導中には AED（自動体外式除細動器）をプールサイドに配備する。

3 電話等の連絡体制を確認する。

- ・指導前に学校の校内電話（内線）等が使用可能かどうかの確認をする。
- ・指導時及び緊急時における職員の対応について、役割分担を明確にする。例：一斉指示、救助、連絡等

4 具体的な水泳指導について

（1）水温と気温の基準

- ・水温は 22 度以上が望ましい。WBGT（暑さ指数）31 度以上は水泳授業を中止する。

（2）十分な準備運動

- ・準備運動を十分に行い、徐々に水に慣れさせていく。

（3）監視体制

- ・監視は原則 3 人以上の体制で行う。

※緊急時、①救助者、②通報者、③児童生徒への全体指示の 3 名が最低限必要であるため。

- ・プールの両端や対角線、トライアングル形や四隅に担当者を配置し、死角をつくらない。
- ・指導者とは別に、プールサイド等の高い位置から全体を監視する担当者を配置する。
- ・水深が深くなる部分や、水面がぎらぎら反射するような部分には特に注意する。
- ・児童生徒がプール内の一か所に密集しないよう指示を出す。

（4）プールの水量

- ・児童生徒の胸あたりに水面がくる水量を目安とする。

（5）持病をもつ児童・生徒への十分な配慮

- ・保護者との情報共有・情報提供を密に行う。
- ・毎年、年度当初に全職員で十分に共通理解を図る。
- ・事前の体調確認等も含め、特に配慮する。

5 その他

- ・年間指導計画に基づいて適切な授業を実施する。
- ・緊急時の対応について、全教職員に周知徹底し、対応マニュアルをプールサイドに掲示する。
- ・心肺蘇生法、AED 等の研修を全教職員が毎年確実に受ける。
- ・その他事故が発生しないよう十分な手立てをとる。

参考資料：埼玉県教育委員会「体育的活動時における事故防止について」R8.4

「学校プールの安全管理指針」R6.3

文部科学省「水泳指導の手引」H26.4

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校における水泳事故防止必携」H30